明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国立公園集団施設地区等管理規則の一部を改正する省令（**環境**三〇）　一

〔告　示〕

○一次産品のための共通基金を設立する協定からの日本国の脱退に関する件（**外務**三三八）　一

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**厚生労働**五四四）　二

○地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**五四五）　二

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**農林水産**二一二五）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二一二六～二一三四）　三

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**一〇六七）　四

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一〇六八）　四

○信号符字を点附した件（**同**一〇六九）　五

○信号符字を取り消した件（**同**一〇七〇）　五

○船舶国籍証書を無効とした件（**同**一〇七一）　六

○藤前干潟鳥獣保護区を更新した件（**環境**一四四）　六

○藤前干潟特別保護地区を指定した件（**同**一四五）　六

○片野鴨池鳥獣保護区を指定した件（**同**一四六）　七

○片野鴨池特別保護地区を指定した件（**同**一四七）　七

○大台山系鳥獣保護区を更新した件（**同**一四八）　八

○大台山系特別保護地区を指定した件（**同**一四九）　八

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**同**一五〇）　八

〔国会事項〕

法務省　海上保安庁　最高裁判所

〔人事異動〕

法務省　海上保安庁　最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　九

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇

法務

刑事補償法による補償決定の公示（東京地方裁判所立川支部）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

国営土地改良事業の工事完了関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効取消し関係

会社その他

省　令

○環境省令第三十号

国立公園集団施設地区等管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月三日

環境大臣　長浜　博行

国立公園集団施設地区等管理規則の一部を改正する省令

国立公園集団施設地区等管理規則（昭和二十八年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十条　この省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第一号、第三号及び第四号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一　第二条第二項に規定する権限

二　第四条第一項及び同項第二号、第二項並びに第三項に規定する権限

三　第五条に規定する権限

四　第七条に規定する権限

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第三百三十八号

日本国政府は、昭和五十五年六月二十七日にジュネーブで作成された「一次産品のための共通基金を設立する協定」から脱退する旨を、平成二十四年九月七日に一次産品のための共通基金に通告した。よって、同協定は、その第三十条の規定に従い、平成二十五年九月七日に日本国について効力を失う。

（平成二十四年九月十日付け一次産品のための共通基金口上書）

平成二十四年十月三日

外務大臣　玄葉光一郎